

第13章 事業認定申請図書等の作成

(事業認定申請図書の作成)

第131条 事業認定申請図書の作成とは、土地収用法(昭和26年法律第219号。以下「法」という。)

第16条に規定する事業の認定を受けるため、法第18条の規定による事業認定申請書及び添付書類等を作成することをいう。

(事業計画の説明)

第132条 事業認定申請図書の作成に当たっては、当該事業認定申請に係る事業の目的、計画の概要及び申請区間等について、調査職員等から説明を受けるものとする。

(現地踏査)

第133条 第131条に規定する事業認定申請図書の作成、第139条に規定する裁決申請図書の作成、第140条に規定する明渡裁決申立図書の作成に当たっては、あらかじめ、当該申請及び申立に係る現地の踏査を行うものとする。

(起業地の範囲の検討)

第134条 起業地の範囲の検討は、事業認定申請に係る委託者が貸与する事業計画図を基に、本事業、附帯事業又は関連事業ごとに行うものとする。

2 前項による起業地の範囲を検討したときは、調査職員と協議するものとする。

(事業認定申請図書の作成方法)

第135条 事業認定申請図書は、法第18条及び法施行規制(昭和26年建設省令第33号)第2条並びに第3条の規定に定めるところに従うほか、別記8事業認定申請図書等作成要領により作成するものとする。

(事前相談用資料の作成方法)

第136条 委託者が事業認定機関と事業認定申請に先立って行う事業認定申請図書の事前相談用資料の作成は、前条の定めるところにより、法第20条の事業の認定の要件すべてに該当するように記載するものとする。

(事前相談用資料の提出)

第137条 受託者は、前条の事前相談用資料の作成が完了したときは、速やかに調査職員に当該資料を提出するものとする。

(本申請図書の作成)

第138条 事業認定機関との事前相談の完了に伴う本申請図書の作成は、調査職員の指示により、

事前相談用資料を修補し、又は補足資料を整備して行うものとする。

(裁決申請図書の作成)

第139条 裁決申請図書の作成とは、法第40条に規定する裁決申請書及び添付書類並びに参考資料の作成をいい、法第40条並びに法施行規則第16条及び第17条に従うほか、別記8 事業認定申請図書等作成要領によるものとする。

(明渡裁決申立図書の作成)

第140条 明渡裁決申立図書の作成とは、法第47条の3に規定する明渡裁決申立書及び添付書類並びに参考資料の作成をいい、法第47条の3及び法施行規則第17条6の規定に従うほか、別記8 事業認定申請図書等作成要領によるものとする。